

自衛隊法施行令の一部を改正する政令案要綱

- 一 隊員として勤務した実績がある者で、任命権者の要請により一般職国家公務員等として在職した後、引き続き隊員として採用されたもの及び定年前再任用された隊員のうち、退職日の翌日に採用されたものを条件付採用の適用除外とすること。（第五十四条の二関係）
- 二 定年前再任用を行うに当たり、定年前再任用を希望する者に明示すべき事項、定年前再任用の選考に用いる情報等を定めること。（第五十四条の三及び第五十四条の四関係）
- 三 管理監督職勤務上限年齢による他の官職への降任等の対象となる管理監督職に含まれる官職、管理監督職から除かれる官職、管理監督職勤務上限年齢を年齢六十年としない管理監督職及び他の官職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準を定めること。（第五十九条の二から第五十九条の五まで関係）
- 四 管理監督職勤務上限年齢又は特定管理監督職群に係る異動期間の延長をすることができる事由、特定管理監督職群に係る異動期間の延長等を行うに当たっての留意事項、異動期間の延長等に係る隊員の同意等を定めること。（第五十九条の六及び第五十九条の八から第五十九条の十四まで関係）
- 五 特定管理監督職群に属する管理監督職を定めること。（第五十九条の七関係）

六 勤務延長をすることができる事由、勤務延長に係る隊員の同意等に関する規定の整備を行うこと。（第五十九条の十五から第五十九条の二十まで関係）

七 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第六十一号）第八条の規定による改正前の自衛隊法第四十四条の二第二項に規定する定年による退職の特例が適用される隊員に係る定年の段階的な引上げ等を定めること。（附則第十項から第十四項まで関係）

八 年齢六十年に達する日の属する年度の前年度に行う情報の提供及び勤務の意思の確認（以下「情報提供等」という。）の対象から除く隊員、情報提供等を行う年度以外の年度に情報提供等を行う隊員及び情報提供等を行うことができない隊員並びに情報提供等の内容等を定めること。（附則第十五項から第二十三項まで関係）

九 その他所要の規定の整備を行うこと。

十 この政令は、令和五年四月一日から施行すること。（附則第一条関係）

十一 定年前再任用及び勤務延長に関する経過措置を定めること。（附則第二条関係）

十二 暫定再任用の対象となる官職、年齢等を定めること。（附則第三条から第五条まで関係）

十三 管理職隊員であつた者が暫定再任用をされた場合の防衛大臣への事後の再就職の届出に関する特例を定めること。(附則第六条関係)

十四 この政令の施行に関し必要な経過措置を定めること。(附則第七条関係)